

資料編

1. 伊豆市総合計画条例
2. 伊豆市総合計画審議会規則
3. 策定体制
4. 策定組織名簿
5. 策定の経過
6. 第2次伊豆市総合計画諮問・答申
7. 主な取組の解説
8. 関連計画

1. 伊豆市総合計画条例

平成 26 年 3 月 28 日
伊豆市条例第 9 号

【目的】

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画の定義、位置付けその他総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、本市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

【定義】

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、将来像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想における将来像及び基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

【総合計画の策定と位置付け】

第 3 条 市長は、市の最上位計画として総合計画を策定し、これに即して市政を運営しなければならない。

2 市長は、総合計画の策定にあたっては、市民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じなければならない。

【総合計画審議会】

第 4 条 市長の諮問に応じ、総合計画について調査審議するため、伊豆市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

3 審議会の組織その他必要な事項は、規則で定める。

【議会の議決】

第 5 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

【総合計画の公表】

第 6 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

【総合計画との整合】

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

【委任】

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

【施行期日】

1 この条例は、公布の日から施行する。

（伊豆市総合計画審議会条例の廃止）

2 伊豆市総合計画審議会条例（平成 16 年条例第 20 号）は、廃止する。

2. 伊豆市総合計画審議会規則

平成 26 年 3 月 28 日

伊豆市規則第 10 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日規則第 26 号

令和 3 年 3 月 31 日規則第 16 号

【趣旨】

第 1 条 この規則は、伊豆市総合計画条例（平成 26 年伊豆市条例第 9 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、伊豆市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

【組織】

第 2 条 審議会は、委員 28 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内各種団体の代表者及び市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員

【任期】

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、基本の公職を失ったときは自然解職されたものとする。

2 委員は、再任されることができる。

【会長及び副会長】

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【会議】

第 5 条 審議会は会長が招集する。ただし、新たに任命された委員による最初の審議会については、市長がこれを招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

【部会】

第 6 条 審議会に、部会を置くことができる。

【資料の提出等の依頼】

第 7 条 審議会は、その任務を行うために必要があると認める場合は、関係行政庁、関係地方公共団体その他の関係団体に対して資料の提出、説明又は調査を依頼することができる。

【要旨の公表】

第 8 条 審議会は、その調査審議した結果について、必要があると認める場合は、その要旨を公表するものとする。

【庶務】

第 9 条 審議会の庶務は、総合政策部企画財政課において処理する。

【その他】

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日規則第 26 号)

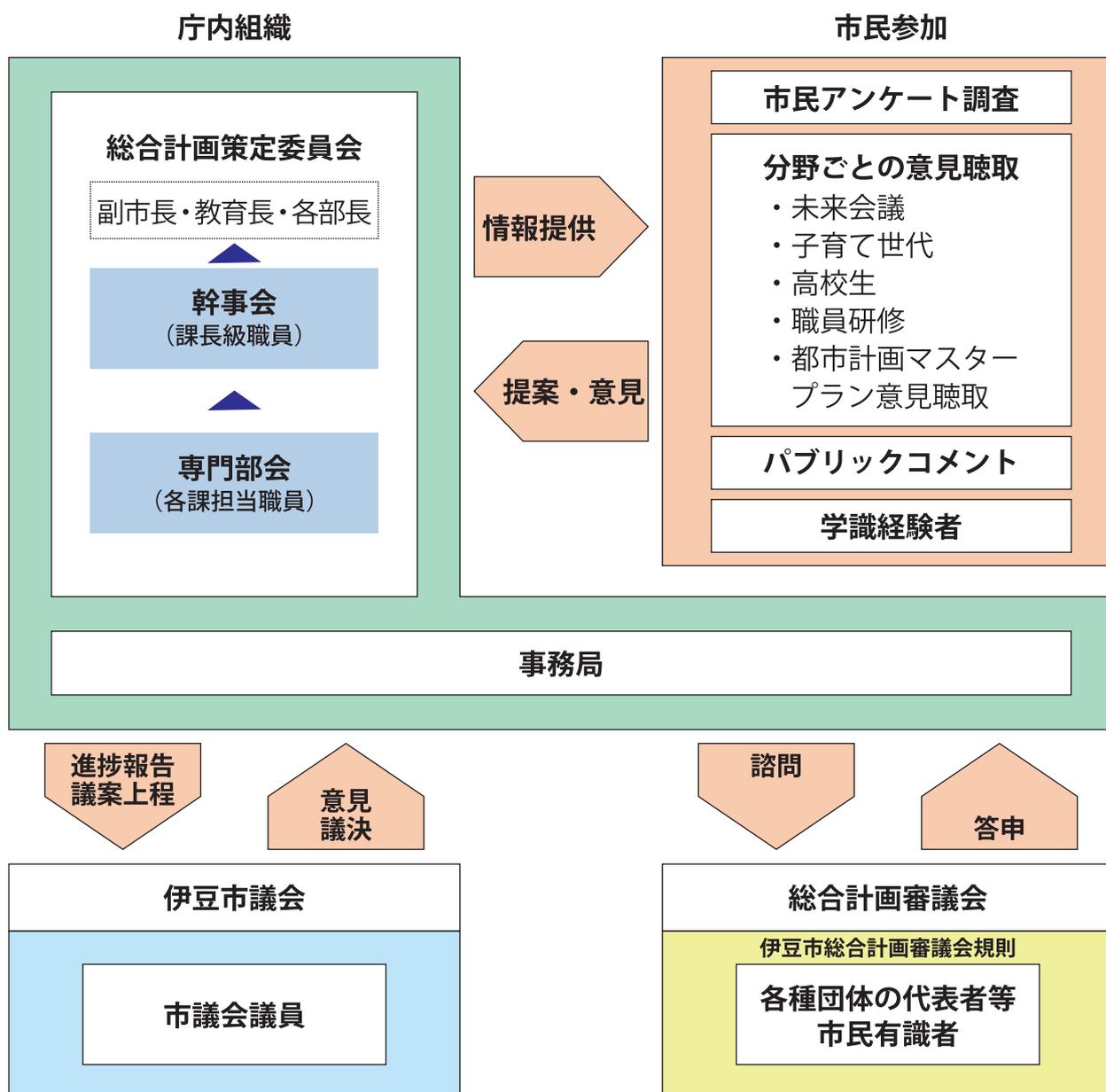
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日規則第 16 号抄)

【施行期日】

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

3. 策定体制



4. 策定組織名簿

第2次伊豆市総合計画審議会 審議委員名簿

No.	氏名	区分（機関・団体・役職等）	備考
1	飯田 正志	伊豆市社会福祉協議会長	会長
2	植田 延司	月ヶ瀬学区地域づくり協議会 会長	
3	内田 直美	主任児童委員	副会長
4	梅原 龍一	伊豆市子ども子育て会議委員長	
5	遠藤 護	都市計画審議会長	
6	小長谷 知恵	広報女性モニター	
7	佐藤 雅彦	教育委員	
8	志賀 清悟	伊豆赤十字病院長	
9	仙座 夏子	(株) FM IS 代表	
10	立岩 康男	伊豆市商工会 副会長	
11	谷村 彦太郎	伊豆市防災会議委員	
12	土屋 秀行	伊豆市宅建協会	
13	中村 優希	移住者代表	
14	野毛 貴登	観光事業者代表	
15	服部 保江	行政改革推進委員	
16	山口 美奈子	女性経営者代表	
オガバ-	大石 桜子	高校生代表	
オガバ-	山下 奈々美	高校生代表	

(50音順・敬称略)

令和3年度第2次伊豆市総合計画
策定委員会名簿

No.	役職	氏名
1	副市長【委員長】	佐藤 信太郎
2	教育長	梅原 賢治
3	総合政策部長	新聞 康之
4	総務部長	伊郷 伸之
5	市民部長	加藤 博永
6	健康福祉部長	栗山 信博
7	産業部長	滝川 正樹
8	建設部長	山田 博治
9	建設部理事	白鳥 正彦
10	危機管理監	稲村 俊一
11	教育部長	佐藤 達義
12	議会事務局長	稲村 栄一

令和2年度第2次伊豆市総合計画
策定委員会名簿

No.	役職	氏名
1	副市長【委員長】	佐藤 信太郎
2	教育長	梅原 賢治
3	総合政策部長	堀江 啓一
4	総務部長	伊郷 伸之
5	市民部長	加藤 博永
6	健康福祉部長	右原 千賀子
7	産業部長	滝川 正樹
8	建設部長	山田 博治
9	建設部理事	白鳥 正彦
10	会計管理者	城所 章正
11	教育部長	佐藤 達義
12	議会事務局長	浅田 茂治

令和3年度第2次伊豆市総合計画
幹事会名簿

No.	役職	氏名
1	企画財政課長【幹事長】	山口 吉久
2	地域づくり課長	井上 貴宏
3	総務課長	松本 卓也
4	資産経営課長	市川 和年
5	土肥支所長	山口 雄一
6	市民課長	大川 勉
7	税務課長	市川 幸章
8	環境衛生課長	栗山 泰宏
9	清掃センター長	鈴木 利明
10	社会福祉課長	梅原 進
11	健康長寿課長	麻場 政浩
12	農林水産課長	小川 正洋
13	観光商工課長	山下 芳之
14	鯨川リピック・パリンピック推進課長	森嶋 哲男
15	用地管理課長	土屋 寛記
16	都市計画課長	勝呂 信哉
17	建設課長	大村 俊之
18	上下水道課長	浅田 和彦
19	会計管理者	原 恵子
20	学校教育課長	小塚 剛
21	社会教育課長	塩谷 為善
22	議会事務次長	永沼 健一

令和2年度第2次伊豆市総合計画
幹事会名簿

No.	役職	氏名
1	企画財政課長【幹事長】	山口 吉久
2	秘書室長	鈴木 康子
3	総務課長	稲村 栄一
4	財務課長	新聞 康之
5	防災安全課長	稲村 俊一
6	土肥支所長	山口 雄一
7	市民課長	梅原 進
8	税務課長	市川 幸章
9	環境衛生課長	関 善光
10	清掃センター長	吉田 基
11	社会福祉課長	大川 勉
12	長寿介護課	麻場 政浩
13	こども課	原田 一郎
14	健康支援課長	栗山 信博
15	農林水産課長	勝呂 信哉
16	観光商工課長	鈴木 利明
17	鯨川リピック・パリンピック推進課長	森嶋 哲男
18	用地管理課長	土屋 寛記
19	都市計画課長	井上 貴宏
20	建設課長	大村 俊之
21	上下水道課長	栗山 泰宏
22	学校教育課長	小塚 剛
23	社会教育課長	塩谷 為善
24	議会事務次長	永沼 健一

5. 策定の経過

年月	取組内容等
R2.7月	都市計画マスタープランワークショップ (7/7～7/14)
	各課ヒアリング (7/20～8/5)
R2.9月	伊豆総合高校ヒアリング (9/11・9/18・9/25)
	第1回職員ワークショップ (9/15)
	各課ヒアリング (9/16～10/6)
	トップインタビュー (9/30)
R2.10月	伊豆総合高校ヒアリング (10/2・10/16・10/27・10/30)
	市民アンケート調査の実施 (10/5～10/23)
	基礎データの整理 (10～3月)
	第2回職員ワークショップ (10/13)
R2.11月	第3回職員ワークショップ (11/10)
	重要課題報告会・意見交換会の開催 (11/13～11/18)
	伊豆総合高校ヒアリング (11/17・11/24)
R2.12月	第4回職員ワークショップ (12/8)
	伊豆総合高校ヒアリング (12/8・12/15・12/22)
	未来会議ワークショップ (12/15)
R3.1月	第5回職員ワークショップ (1/14)
	伊豆総合高校ヒアリング (1/12・1/19・1/26)
	各課ヒアリング (1/18～1/29) ※第1回策定幹事会代替
R3.2月	第1回策定委員会 (2/8)
	第1回総合計画審議会・諮問 (2/15)
	こども園・放課後児童クラブ意見聴取 (2/24・2/25)
R3.3月	こども園・放課後児童クラブ意見聴取 (3/3・3/5)
	第2回策定幹事会 (3/19)
	第2回策定委員会 (3/26)
	第2回総合計画審議会 (3/30)

年月	取組内容等
R3.5 月	第 3 回策定幹事会 (5/14)
	各課ヒアリング (5/17 ~ 5/20)
	タウンミーティングの開催 (5/19 ~ 5/24)
R3.6 月	第 3 回策定委員会 (6/9)
	市長中間報告 (6/18)
	第 3 回総合計画審議会 (6/22)
	市民アンケート調査の実施 (6/23 ~ 7/16)
R3.7 月	第 4 回策定幹事会 (7/21)
	第 4 回策定委員会 (7/30)
R3.8 月	第 4 回総合計画審議会 (8/12)
	パブリックコメントの募集 (8/13 ~ 9/6)
	議会全員協議会 (8/27)
R3.9 月	総合計画審議会答申 (9/27)
	市議会議決 (9/30)
	第 2 次伊豆市総合計画 基本構想・後期基本計画の決定・公表 (9 月)

6. 第2次伊豆市総合計画諮問・答申

伊 総 合 第 256 号

令 和 3 年 2 月 15 日

伊豆市総合計画審議会

会長 飯田 正志 様

伊豆市長 菊 地



第2次伊豆市総合計画の改定について（諮問）

第2次伊豆市総合計画の改定について、伊豆市総合計画条例（平成26年条例第9号）第4条第2項の規定に基づき、諮問いたします。

令和3年9月27日

伊豆市長 菊地 豊 様

伊豆市総合計画審議会
会長 飯田 正志



第2次伊豆市総合計画後期基本計画について（答申）

令和3年2月15日付け伊総合第256号により諮問のありましたこのことについて、伊豆市総合計画条例の規定に基づき、慎重に検討審議を行った結果、別添計画案について概ね妥当であると認めます。

なお、計画の推進にあたっては、次の事項に十分留意されるよう要望します。

付 帯 意 見

- 1 人口減少対策について、さらなる充実した施策を展開するとともに、伊豆市にあるさまざまな恵まれた資源を魅力化することで、都会にはない地方（農山漁村）の持っている本質的な「豊かさ」を追求し、効果的な人口減少対策として進められたい。
- 2 各世代が先輩の背中を見て育つ中で良い影響を与え合い、すべての世代が幸せを感じながら生活できる社会の実現に努め、特に高齢者・福祉施策を充実させることで、子育て世代にも効果が波及するような施策を進められたい。
- 3 少子化対策について、市民の子育てや教育に対する満足度を上げるための市独自の特色ある施策を展開していくとともに、婚活事業を結婚・出産に結び付けられるような工夫ある施策を進められたい。

7. 主な取組の解説

重点目標 1 少子化対策と次代を担う人材の育成

政策 1 結婚から子育てまで切れ目ない支援

施策 1 少子化突破と「育てて育つ」の推進

作戦名	主な取組	
出会い・婚活への支援	婚活事業者のノウハウを活用したイベントの実施	婚活事業者のノウハウを有効活用した、サポート付婚活イベントを実施し、結婚を望む方を支援します。
	AIを活用した婚活マッチング支援 (県との連携事業)	県が実施する AI (人工知能) を活用した婚活マッチングアプリと連携し、結婚を望む方に新たな出会いの形を提供します。
	ブライダル事業者と連携した出会いの場の支援	多様な出会いの機会を提供するイベントなどに取り組むブライダル事業者を助成し、結婚を望む方を支援します。
「育てて育つ」のみんなが笑顔になる子育て支援	地域で子育てを支える人材や団体の育成	子育てに関する人材や団体の育成を目指し、子育てイベントや教室などの開催に対して助成を行うなど、子育てママの自主的かつ積極的な交流などを支援します。
	子育てママの居場所の創出 (生きいきプラザの拠点化)	検診などでママ友になった仲間や子育てに関する団体が親子で気軽に集まって交流できるよう、生きいきプラザを子育て交流拠点とします。
	放課後の子どもの居場所づくりの推進	子育て世代の「子どもを少し待たせておける場がほしい」というニーズに対応するため、放課後の子どもの居場所づくりを行います。
伊豆市の魅力を発信するプロモーション	生き生きとした高齢者の姿に若者世代が希望を抱けるプロモーションの推進	高齢者がいつまでも生きがいを持ち、地域や多世代でのつながりや支え合いを大切にしながら、生き生きとした豊かな暮らしを楽しむ姿にスポットを当て、若者世代が感化されるような情報発信を行います。
	市民と一緒に伊豆市のよさを発信できる「#伊豆市いいね」など、SNSの有効活用	伊豆市プロモーションサポーターと連携したインスタグラム・フェイスブックでの「#伊豆市いいね」の活用や YouTube の活用など、市の魅力発信と効果的な情報発信を行います。
	子育てや移住・定住を促進する大型看板やデジタルサイネージの設置と PR	子育てや移住・定住に関するイメージアップや魅力発信のため、鉄道駅への大型看板の掲出やデジタルサイネージを活用した情報発信を行います。

政策1 結婚から子育てまで切れ目ない支援

施策2 若者・ファミリー層の移住・定住の促進

作戦名	主な取組	
移住・定住のさらなる促進に向けた柔軟な対応	さらなる移住希望者獲得に向けた“美しい邑のお試し住宅”の創出	土肥地区に設置しているお試し住宅が好評かつ移住につながっていることから、新たなお試し住宅を設置するなど、さらなる移住・定住を促進します。
	さらなる移住・定住に向けた若者定住施策の拡充	夫婦のいずれかが40歳以下の世帯に対して、土地及び建物を購入した場合100万円（建物のみ50万円、小学生以下1人につき10万円）という本市独自の若者定住策などにより、さらなる移住・定住を促進します。
	ひとり親の受け入れに対する対象職種の拡充	ひとり親定住補助金などの拡充策として、従来の旅館業のほか、医療・介護への従事希望者も対象となるよう職種の拡充を行います。
	移住者が安心できるフォローアップ	移住者のランチミーティングや移住者カフェなどの施策のほか、移住者の困りごとに寄り添うお助け隊を設置し、伊豆市での生活を支援します。
良好な居住環境の整備と空き家の積極的な活用	鉄道駅周辺や土肥地区・青羽根地区・八幡地区周辺への住宅地の創出	鉄道駅周辺や小学校のある土肥・青羽根・八幡地区周辺の拠点化を図るため、地域住民との連携により地区計画を検討するとともに、未利用公共施設などへの新たな住宅地の創出を検討します。
	鉄道駅周辺や土肥地区・青羽根地区・八幡地区周辺にある活用可能空き家の積極的な活用	鉄道駅周辺や小学校のある土肥・青羽根・八幡地区周辺にある活用可能空き家を重点的に発掘・活用し、拠点となるエリアへの居住人口の確保に努めます。
	片づけやリフォーム補助による空き家活用の推進	片づけ補助や市内事業者の施工を対象としたリフォーム補助などの施策により、空き家活用を促進するとともに、市内経済の活性化につなげます。

政策2 教育の充実

施策1 多様化する社会に対応する教育環境づくり

作戦名	主な取組	
社会でより良く生きていくための教育環境づくり	“EdTech”（エドテック）教育の推進による学びの機会の拡充	ICT 教育をさらに推進するため、指導者である先生方の育成を進めるとともに、EdTech の活用により、子ども達の学びの機会を拡充します。
	伊豆市独自の ALT による英語教育の推進	ALT を 1 日単位で配置することにより、授業以外の休み時間や給食の時間にも児童生徒と交流ができる本市独自の英語教育をさらに推進します。
	“魅力化チーム会議”での充実した学びの探求	教職員の研修の中で“魅力化チーム会議”を設置し、学びを深める工夫や連携教育を推進します。
幼児教育と学校教育の連携強化	幼小中連携したワンストップ相談窓口の開設	幼小中連携した顔の見えるワンストップ相談窓口を開設し、相談者の「誰に」「どこに」相談したらよいかという不安に寄り添います。
	幼児期からの知育・体育の推進	伊豆市独自の幼児教育の確立のため、こども園において、運動の基礎を学べる体操教室や ALT による英語教育の拡充を図ります。
	児童発達支援センターによる適切な支援	障がいのある子どもやその可能性が見込まれる子どもに対し、障がいの特徴や子どもたちの特性に応じた療育支援の強化に努めます。

政策 2 教育の充実

施策 2 未来を拓く子どもたちを育む教育環境づくり

作戦名	主な取組	
新中学校づくり と小中・義務教 育学校の教育の 充実	新中学校の建設 (令和7年4月開校予定)	一定規模の集団の中で伸び伸びと学べ、切磋琢磨できる教育環境や部活動に生き生きと打ち込める環境を目指し、新中学校を整備します。
	子どもの生きる力を育む “実学教育”の支援	人生の幅を広げ、確かな生きる力を育むため、本物に触れるなど、子どもたちに良い経験や数多くの刺激を与える機会を提供します。
	新たな学びを生み出す 学校間連携教育の充実	オンラインによる授業交流、生徒会や行事での交流による、新たな物事の捉え方や気づきを生む取組を推進します。
安全安心な通学 環境の整備	市内学校におけるバス 待ち環境の整備	新中学校にバス待ちにも活用できる居場所や、小学校においてもバス待ちの居場所を創出するなど、バス待ちにおける課題を改善します。
	通学に関するバス路線の 整備	児童生徒の安全性と利便性を考慮し、各地区の地理的条件や道路事情などに応じた通学となるよう、運行台数やルートを検討するとともに、下校時についても待機時間が長時間とならないよう配慮します。
	通学路環境の整備	交通と防犯の両面から、安全性について十分な配慮を行うとともに、低学年の児童が安全に通学できるよう、必要に応じた通学環境の整備を行います。
	新中学校における自転車 通学環境の整備	自転車通学の許可基準やルールを定め、道路交通法を遵守した安全な運転の講習をするとともに、自転車通学路の選定を進めます。

重点目標 2 安全で心地よい生活環境の創出

政策 1 福祉・医療の充実

施策 1 共に支え合う地域福祉の推進

作戦名	主な取組	
地域で安心して暮らすための支え合い活動の促進	移動支援や買い物弱者を支援する体制づくり	障がいのある方や高齢者などの移動が困難な方が、外出支援や買い物支援などにより社会参加できる、介助の仕組みを構築します。
	生活支援の担い手としての社会参加の促進	見守り・外出支援・家事支援などの生活支援に元気な高齢者が担い手として活躍するとともに、社会的役割を持つことで生きがいや介護予防につながります。
	気軽に相談できる福祉相談センターの設置	市民生活に寄り添い、それぞれが抱える問題の解決に向けて、福祉に関する初期の相談窓口である福祉相談センターを設置し、包括的な相談支援を実施します。
	ロコトレ OB 会を中心とした高齢者の通いの場および支え合いの場としての居場所づくり	ロコトレ OB 会を中心とした自主的な通いの場を市民が主体となって実施・拡充していくとともに、介護予防・健康づくりにつながります。また、高齢者の居場所を横展開させ、多世代交流の居場所づくりを推進します。
	認知症に対する早期の対応	75 歳を迎えた方を対象とした物忘れに関するアンケートの実施やデジタルツールを活用した認知症チェックなどにより、認知症の早期発見・早期対応を推進します。
	地域包括ケアシステムの構築と実現	医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するため、社会福祉協議会や医療機関、介護サービス事業所、民生委員など、関係機関との連携を強化して取り組みます。
	地域ボランティアの推進	小中学生の登下校時の見守りを始め、民生委員・人権擁護委員・保護司など、地域ボランティアの日常における地道な活動が安全・安心なまちづくりや地域福祉の向上に寄与していることから、これらの取組をさらに推進していきます。

政策 1 福祉・医療の充実

施策 2 伊豆市版地域医療体制の構築

作戦名	主な取組	
安心した暮らし に向けた地域医療 の維持・発展	“伊豆市版地域医療対策事業”の推進	土肥支所 5 階の旧保健センターをサテライトオフィスとして活用し、24 時間体制の訪問看護と遠隔医療を融合させたモデル事業を行います。
	中伊豆温泉病院の移転・新築支援 (令和 5 年度開院予定)	地域医療の充実のため、同病院の移転・新築事業に対し、補助金などを通じて継続的な支援を進めます。
	地域医療検討会による 10 年後の地域医療のあり方の検討	医師不足や高齢化といった課題に対応するため、市内医療従事者などで構成する地域医療検討会を発足し、10 年後を見据えた検討を行うことで、市民に安定した医療を提供することを目指します。
市民主体の健康 づくりの促進	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の健康状態・フレイル・生活状況などの把握により、生活習慣病の重症化予防や高齢による心身機能の低下を防ぐ取組を進めます。
	げんきプロジェクトを基盤とした健康づくり	メタボリックシンドローム、高血圧、糖尿病、喫煙習慣などの改善に取り組むため、減塩の「げ」、運動の「ん」、禁煙の「き」を 3 本柱とした本市独自の健康づくりを実施します。
	糖尿病性腎症の重症化予防に向けた取組の実施	県内における本市の糖尿病及びその予備群の比率の高さを鑑み、医療費の適正化のため、重症化するリスクの高い方に対する適切な受診勧奨や保健指導を行います。
	こころの健康づくりの推進	自殺予防に向けた普及啓発を推進するとともに、「うつ」や「不安」をケアする相談体制の整備などメンタルヘルス対策に取り組めます。

政策2 安全・安心なまちづくりの推進

施策1 災害などリスクに強いまちづくり

作戦名	主な取組	
地域防災・地域防犯の強化	津波避難複合施設の建設 (令和5年度完成)	リスクとしっかりと向き合い、海の恩恵を享受する観光防災まちづくりのシンボルとして、津波一時避難施設と商業・観光施設を併設した津波避難複合施設を松原公園内に整備します。
	(仮称)日向公園の整備 (令和7年度完成)	近年の激甚化する災害に対応するとともに、平時は市民に親しまれる公園として活用できるよう、防災機能に加え、平時利用の機能性にも配慮した公園を整備します。
	防災備蓄倉庫の整備 (令和7年度完成)	様々な災害に対応するための防災拠点形成の一環として、(仮称)日向公園に併設する形で災害時の活動拠点となる防災備蓄倉庫を整備します。
	自分たちの地域を自分たちで守る、“災害に強い防災組織”の体制づくり	避難所を秩序良く運営するためには、自主防災組織の協力が必要なことから、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするための初動体制づくりに努め、自分たちの地域を守る、“災害に強い体制”づくりに努めます。
	地域の特性に応じた、臨場感のある“リアル防災訓練”の実施	自然災害等の様々な危機による被害から、被災者を最小限に抑え、死者をゼロとするため、地域の特性に応じた臨場感のある“リアル防災訓練”を実施することにより、地域の実態に応じた適切な訓練を行います。
	同報系防災行政無線のデジタル化 (令和4年度完成)	老朽化したアナログ方式の同報系防災無線をデジタル方式へ更新し、難聴地区の解消や様々な情報伝達手段と連携するなど、緊急情報などを確実に伝達できるよう整備します。
	備蓄のストックヤードの確保	大規模広域災害に対応した備蓄物資の確保のため、避難生活者の想定に対応した備蓄や資機材が確保できるストックヤードを各地区に整備します。
	職員向け災害研修と実施体制づくり	危機管理体制の中心となる職員の基本的知識の習得や災害研修などにより、災害発生時に的確な対応ができる職員の育成と体制づくりに努めます。
	地域防犯対策の推進	犯罪から市民を守るため、大仁警察署や関連する各種団体と連携し、防犯体制の確立と強化を図っていきます。また、今のうちから犯罪が起きない、起こさせない対策を講じ、防犯まちづくりを推進します。

政策2 安全・安心なまちづくりの推進

施策2 持続可能な環境未来都市の実現

作戦名	主な取組	
循環型環境施設の整備	新ごみ処理施設の建設 (令和4年度完成)	将来にわたって、ごみを安全かつ安定的に処理する能力や災害時に発生したごみも適切に対応できる機能を有し、また、地球環境に配慮し、ごみ処理に伴う余熱を効率よく活用できる施設の整備を進めます。
	新リサイクルセンターの整備 (令和6年度完成)	循環型社会や3Rといった言葉が社会的テーマとなる中、ゼロ・エミッションに限りなく近づくため、資源物を効率よく回収する新リサイクルセンターを整備します。
環境にやさしい取組の推進	カーボンニュートラルへの取組の推進	地球温暖化防止のため、再生可能エネルギーなどの導入支援を行います。具体的には、住まいのゼロエネルギー化や電力の自給自足のための家庭用蓄電設備補助金の創設、公共施設における「省エネ」などの推進を行います。
	市民との協働による“不法投棄をさせない”環境づくりの推進	不法投棄撲滅のために、廃棄物の不適正処理の監視・指導のための人員配置や警告設備の設置、地域との連携や市民との協働による監視活動、県・警察などとの連携、関連部局との連携強化などの取組を強化します。
	景観計画の見直しと景観重点地区の拡充	地域固有の歴史や文化に裏打ちされた身近な景観とその景観を支える地域の指定を推進するとともに、景観資産登録制度を利用し、景観の価値の共有や魅力の向上につなげます。
有害鳥獣対策とイブシカ問屋の有効活用	イブシカ問屋のさらなる有効活用	イブシカ問屋に対する視察申込が多数発生している中、視察を有料化し、新たな財源の確保や携わる職員の意識向上につなげ、さらなる魅力向上を図ります。
	ジビエ認証を生かしたブランディング	農林水産省の制度に基づく国産ジビエ認証を県内で初めて取得したイブシカ問屋を中心に、イブシカ肉・いのしし肉などのブランディングを図ります。
	狩猟後継者の育成	狩猟免許保持者の高齢化と減少に対応するため、わな猟に対する助成や狩猟の魅力を紹介する取組を行います。

重点目標 3 産業力の強化

政策 1 地域の魅力の創造「地域産業の発展による市内経済の活性化」

施策 1 東京 2020 大会を契機としたレガシーの継承

作戦名	主な取組	
オリパラ競技会場の聖地化	東京 2020 大会“自転車競技会場の聖地化”	レガシー創出に向けた取組として、国内外の各種自転車競技大会への協力・開催や市民利用を一層促進する取組など、県や日本サイクルスポーツセンターと連携した活性化に努めます。
	国内外の各種自転車競技大会への協力・開催	東京 2020 大会が開催された日本サイクルスポーツセンターを最大限活用し、機運の高まりを継続させる事業への協力を行います。
	日本サイクルスポーツセンターの利用促進	日本サイクルスポーツセンターの利用促進の向上のために事業を企画して、市民が集う場所とします。
	マウンテンバイク練習コースの活用	日本サイクルスポーツセンター付近にある、静岡県が市有林を利用して整備したオリンピック選手向けマウンテンバイク練習コースを有効活用します。
自転車を活用したまちづくり	“サイクリストの拠点”整備	サイクリストの交流・宿泊などの拠点となるゲストハウスの整備を支援するとともに、自転車を市民の生活や文化に根付かせる取組を推進します。
	市民の自転車乗れる率 100%に向けた取組の推進	これまでも開催している小学生向けの自転車乗り方教室、未就学児向けのランニングバイク出前教室を継続して、市民誰もが自転車に乗れるようになることを目指します。
	自転車を活用したコンテンツ開発と販売	市内ガイドサイクリスト、伊豆市産業振興協議会と共にサイクリングコースのコンテンツ開発と商品化を目指し、今後の観光振興につなげます。
	自転車を活用した健康づくりの推進	市民向けに日本サイクルスポーツセンター、JKAと共に生活習慣病の予防、自転車の運動効果による健康増進事業を展開します。
	地域密着型自転車プロチームとの協働	県内にあるサイクリングチームに協力していただき、自転車の魅力向上など自転車の素晴らしさを伝えながら市民と交流を図ります。
	自転車競技の普及に向けた取組の推進	トラック・ロード・MTB・BMX といった自転車競技を普及させるために、日本サイクルスポーツセンターや競輪選手養成所と連携し、見学会や練習会場提供などにより、自転車競技ファンや競技人口の裾野拡大を図ります。

政策1 地域の魅力の創造「地域産業の発展による市内経済の活性化」

施策2 伊豆市版 DMO による観光地域づくりの推進

作戦名	主な取組	
ニーズの多様化に合わせた地域資源コンテンツの観光への活用	“伊豆市固有”の魅力的な地域資源を活用した新しい観光の仕組みの構築	旅行エージェントに依存した発地型旅行商品の観光から着地型旅行商品の観光への転換を図り、新鮮な感動やほんの少しのサプライズの提供など、本市の本来的魅力である温泉、食、宿に加えて、伊豆市ならではの豊富な地域資源を再発掘・再構築し、観光客の満足度とリピート率の向上を図るための多様な観光コンテンツづくりを行います。
	持続的発展に向けた産業振興協議会の機能強化	基幹産業である観光事業について、本市がこれからも選ばれる観光地として持続的に発展していけるよう、産業振興協議会の機能を強化します。
美しい伊豆創造センターとの連携強化	広域連携による観光の一体的なブランドづくりの推進	国内外での観光地間競争が激化する中、美しい伊豆創造センターとの連携によって観光資源を相互に結びつけ、個々の資源の魅力を相乗させます。
	美しい伊豆創造センターとの協働による観光振興	観光客の行動範囲の拡大に対応した広域的な取組の必要性を踏まえ、美しい伊豆創造センターとの役割を明確化し、地域全体の経済波及効果を高めます。
	伊豆半島ジオパークの推進	ユネスコ世界ジオパークに認定された伊豆半島ジオパークを有効活用し、市内外から多くの人々が訪れ、楽しんでもらえる、魅力ある観光につなげます。

政策1 地域の魅力の創造「地域産業の発展による市内経済の活性化」

施策3 企業誘致や雇用創出に向けた取組の強化

作戦名	主な取組	
企業誘致・留置の促進	公共施設などを活用した企業誘致・留置の促進	企業立地事業者に対し、用地の取得や従業員の新規雇用に要する経費を補助するなど、企業誘致・留置に努め、市内経済の活性化を図ります。
	サテライトオフィス、テレワークなどの誘致	地域での新しい働き方や仕事を生み出すための取組を進めるため、企業のサテライトオフィス開設などを提案します。
	教育産業にかかる企業の留置	少子化に伴う進学塾などの市内からの撤退を防ぐため、進学塾と連携した学習支援を進め、企業留置に努めます。
起業・創業の促進	創業者支援制度の継続による起業支援	創業を希望する市民に対する家賃や改修に要する経費を補助する創業者支援事業を継続し、地域経済の活性化や空き店舗の解消を図ります。
	セミナー開催など、創業における準備段階のサポート	創業者支援事業の拡充策として、創業に必要な基礎知識を学ぶ場の提供などにより、創業希望者の準備段階をサポートし、起業しやすい環境を構築します。
	創業希望者に寄り添った人材マッチング支援やフォローアップ	創業者が希望する人材と Izu connect を連携させ、人材の確保や育成を支援します。また、金融機関などと連携し、起業後のフォローアップを支援します。
安定した雇用の創出	市内企業（事業所）の雇用マッチング支援	市内企業（事業所）への就職を促進させるため、情報発信や人材育成を支援し、企業（事業所）と働き手のマッチングを図ります。
	企業（事業所）の働きやすい職場づくり支援	女性・母親が働きやすく、男性も育休がとりやすくなるなど、企業（事業所）の働きやすい職場環境の支援に努めます。

政策 2 地域の魅力創造「豊富な農林水産資源の再構築」

施策 1 農林水産資源の多面的な活用

作戦名	主な取組	
移住・定住につながる身近な農業の創出	農業委員会と連携した農地取得の下限面積の引き下げや“農地付き空き家”の提供	遊休農地の解消や就農者の増加などにつなげるため、面積の下限条件などの緩和により、農業を気軽に始められるようにすることや、“農地付き空き家”の提供を実施します。
	地域と連携した新規就農者・移住就農希望者の受け入れ	新規就農者・移住就農希望者の初動を支援するため、地域づくり協議会など地域が受け皿となり、支援・育成・連携していく仕組みを構築します。
	市民農園、体験農園の充実	密にならない環境で自然とふれあうことや地域と利用者の交流など、市民農園・体験農園のメリットを生かし、移住・定住につなげます。
木材の地産地消による林業の振興	森林環境譲与税の有効活用	本市の豊かな森林環境を保全・振興していくため、間伐、人材育成、担い手確保、木材の利用促進などに有効活用するとともに、修景伐や森林整備に役立てます。
	伊豆半島の木材流通拠点の創出 (令和 4 年度完成)	伊豆半島内で切り出された木材の保管や輸送のために利用する木材集積場所(中間土場)を大平区に整備し、伊豆半島の木材流通の司令塔的役割を果たします。

政策2 地域の魅力の創造「地域産業の発展による市内経済の活性化」

施策2 日本一の「わさびの郷」の創出と未来への継承

作戦名	主な取組	
わさびの生産振興と継承	地理的表示保護制度(GI)などを活用したわさびの保護・ブランド化	関係機関と連携しながら、地理的表示保護制度(GI)などを活用し、「伊豆わさび」という名称の適切な保護や、ブランド化、高付加価値化に努めます。
	苗の安定供給による生産性向上	地球温暖化や育苗の委託先である北海道等の夏季の気温上昇などの影響により、秋・冬用の苗の供給が困難になっていることから、新たな品種の開発や品質を維持する高性能冷蔵庫の導入など、苗の安定供給に努めます。
	技術を継承する担い手の確保と育成	畳石式栽培の改田技術を継承する取組を行うとともに、休耕田への新規就農支援など後継者の育成に努めます。
美しい里山環境の保全	“わさびの郷”の拠点整備と情報発信	畳石式の伝統栽培で生産されるわさびの価値向上や、「伊豆市ならでは」の情報発信を行う「拠点の整備」に取り組み、“わさびの郷”の魅力を広く発信します。
	日本一のわさびの郷の保全	世界農業遺産に認定された畳石式の伝統栽培を守るために、自然環境の保全や周辺地域のわさびの郷としての雰囲気づくりなど、里山環境保全に使命感を持って取り組みます。

重点目標 4 まちへの誇りの醸成とブランド力の向上

政策 1 地域の魅力の創造「人の流れを呼び込む魅力的な暮らしの実現」

施策 1 まちづくりの多様な担い手の育成

作戦名	主な取組	
人をつなぐプラットフォームの創出	“Izu Connect” の構築と活用	様々な人が集い、相乗効果を生み出す活動やつながりを紡ぎ出す創発型のコミュニケーションの醸成のため、マネジメントの担い手の育成の場となるプラットフォームを創出します。
	未来塾の継続と卒業生の支援	地域コミュニティの核づくりや若者の活躍のため、企画・実践の場となる未来塾による実践型まちづくりワークショップを支援するとともに、卒業生のフォローアップを行います。
	まちづくりや愛着醸成のための職員研修の継続	行政が地域のために何ができるかを考え、自治の視点を確かなものにするため、視野を広げ、自分の「ものさしづくり」の基礎を育むための研修を実施します。
地域づくりのための“ヒト・モノ・コト”の発掘	“ヒト・モノ・コト”の発掘のための営業活動	地域の中に潜在している様々な特技や職業経験、思いを持っている人材を発掘するための営業活動を実施し、地域コミュニティでの活躍につなげます。
	相談窓口のワンストップ化	「にぎわいづくり」、「つながりづくり」などの地域活動に取り組む人たちの様々な困り事に対する総合相談窓口を地域づくり課に設置します。

政策1 地域の魅力の創造「人の流れを呼び込む魅力的な暮らしの実現」

施策2 新たな交流人口の創出

作戦名	主な取組	
将来の移住・定住につながる関係人口の創出	“Izu Connect” を場としたマッチング支援	交流やかかわりを希望される方の地域とのかかわりを支援するため、“Izu Connect” を場としたマッチング支援を行います。
	ふるさと納税やSNSを活用した関わりの創出	ふるさと納税や#伊豆市いいね、オフラインミーティングを通じてのきっかけづくりを行い、伊豆市のファンを増やします。
空き家・空き別荘の有効活用	空き別荘などの活用によるテレワークや二拠点居住の推進	都市部における社会潮流に鑑み、複数でシェアする別荘の活用を進め、二拠点居住者を増やすことで、将来的な移住につなげます。
	空き家バンクの活性化	空き家のストックを増やすために、固定資産税納入通知書や広報を活用した情報提供を行うとともに、片づけ補助やリフォーム補助などの施策より、空き家バンクへの登録を促進します。
	片づけやリフォーム補助による空き家活用の推進(再掲)	片づけ補助や市内事業者の施工を対象としたリフォーム補助などの施策により、空き家活用を促進するとともに、市内経済の活性化につなげます。

政策2 地域の魅力の創造「伊豆市に住むことの愛着や誇りの醸成」

施策1 伊豆市が誇る文化・芸術資源の活用

作戦名	主な取組	
歴史・文化資源の有効活用	“文学の郷”の拠点化	天城湯ヶ島コミュニティ複合施設、市民活動センター、旧営林署跡地、上の家を中心に、湯ヶ島地区しろばんばの郷エリアを文学の郷の拠点として活用します。
	文学の語り部やガイドの育成	文学の郷において、地域が大切にしているものをつないでいくために、文学の語り部やガイドを育成し、アイデンティティの継承を図ります。
	美術館構想の実現化	美術館の建設費や維持管理費などの試算だけでなく、市民の負担にならない運営方法を検討するとともに、美術館がもたらす地域への波及効果をしっかりと検討します。
	生きる力を育む“実学教育”の支援（再掲）	人生の幅を広げ、確かな生きる力を育むため、本物に触れるなど、子どもたちに良い経験や数多くの刺激を与える機会を提供します。

施策2 ふるさとの魅力を学ぶ機会の創出

作戦名	主な取組	
学校・家庭・地域と連携した伊豆っ子宣言の活用	“ふるさと学級”の充実	本市を知るための自然体験や伝統行事の経験など、様々なプログラムにより、子どもたちが地域を知り、学ぶ場を拡充していきます。また、地域と連携した生涯学習の場としても活用します。
	資料館と連携した地域を学ぶ場の創出	昔ながらの地名や郷土の発展に尽くした人々の歴史・文化を子どもたちが知り、学ぶ場を創出するため、資料館と連携した取組を推進します。
	小中高生の総合的な学習（地域学習）の時間の充実	変化の激しい社会に対応するため、探究的な考え方を学び、自ら考える力やものの見方を育成するとともに、地域を好きになる工夫を凝らした授業を展開します。
図書館事業と子育て事業との連携強化	“ベビータイム”の拡充	赤ちゃんや小さなお子さんを連れた親子などが周囲に気兼ねなく図書館を利用できるように、開館時間の一部を“ベビータイム”に設定し、親子遊びができる取組を拡充します。
	幼児検診時などの出張読み聞かせの拡充	幼児検診・歯科検診時の待ち時間を利用し、図書司書が出向いて読み聞かせなどを行う、本市独自の取組を拡充します。
	生きいきプラザを活用したおはなし会の拡充	毎週日曜日に実施しているおはなし会の拡充策として、子育てママの居場所の創出（生きいきプラザの拠点化）と連携した取組を進めます。

重点目標 5 魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保

政策 1 未来を切り拓くためのまちづくり

施策 1 中心市街地への都市機能の集約

作戦名	主な取組	
修善寺駅周辺整備	新中学校の建設 (令和 7 年 4 月開校) (再掲)	ほどよい人数の中で伸び伸びと学べ、切磋琢磨できる教育環境や部活動に生き生きと打ち込める環境を目指し、新中学校を整備します。
	交通渋滞緩和に向けた道路拡幅などの検討	市民ニーズの高い、修善寺駅周辺の交通円滑化や慢性的な渋滞解消を進めるため、交差点改良や道路拡幅などの検討を実施し、交通ネットワーク機能を強化します。
	立地適正化計画の策定に向けた検討	修善寺駅周辺に居住機能や医療・福祉・商業・公共交通・公共施設等のさまざまな都市機能を計画的に誘導し、行政・市民・民間事業者が一体となった、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めます。
	個性的なショップづくりや空き店舗の活用	創業支援策によるハイセンスなショップづくりや空き店舗活用により、中心市街地のにぎわいづくりを行うとともに、歩いて楽しいまちなみを形成します。
	にぎわい創出のための西口広場の積極的な活用	修善寺駅周辺が本市の玄関口として市民や来訪者の交流を創出する中心的な拠点となるよう、イベントなどによる西口広場の積極的な活用に取り組みます。
身近な公園整備	(仮称) 日向公園の整備 (令和 7 年度完成) (再掲)	近年の激甚化する災害に対応するとともに、平時は市民に親しまれる公園として活用できるよう、防災機能に加え、平時利用の機能性にも配慮した公園を整備します。
	狩野川記念公園の魅力向上	コロナ禍において、密にならないと人気のあった本公園を、子育て世代のニーズに寄り添い、遊具の改修を段階的に行うなど、みんなが楽しめる魅力ある公園にしていきます。
	六仙の里公園の魅力向上	コロナ禍において、密にならないと人気のあった本公園を、子育て世代のニーズに寄り添い、遊具の変更などの改修を行うとともに、最適な利用時間を検討し、公園の魅力を上げていきます。
	津波避難複合施設の建設 (令和 5 年度完成) (再掲)	リスクとしっかりと向き合い、海の恩恵を享受する観光防災まちづくりのシンボルとして、津波一時避難施設と商業・観光施設を併設した津波避難複合施設を松原公園内に整備します。

政策1 未来を切り拓くためのまちづくり

施策2 適正な宅地化の誘導

作戦名	主な取組	
移住・定住を促す牧之郷駅周辺整備	牧之郷駅周辺整備 (令和5年度完成)	地域住民や駅利用者の利便性や安全性を向上し、移住・定住に資する土地利用を具体化するため、牧之郷駅西口の駅前広場や連絡道路を地区計画に位置づけ、整備を行います。
	牧之郷駅周辺の基盤整備に伴う民間開発の誘導	駅周辺の基盤整備を進めることにより、地域への利便性や安全性を向上させ、民間開発を誘導します。
拠点性の高いエリアへの良好な居住環境の創出と空き家の積極的な活用	駅前地区周辺や温泉場地区周辺の良好な居住環境の創出	住宅地における接道要件等の諸問題を解決するため、都市計画法や景観法、建築基準法等、さまざまな手法を用いて、良好な居住環境の創出に努めます。
	土肥地区・青羽根地区・八幡地区周辺にある活用可能空き家の積極的な活用(再掲)	小学校のある土肥・青羽根・八幡地区周辺にある活用可能空き家を重点的に発掘・活用し、拠点となるエリアへの居住人口の確保に努めます。
	土肥地区・青羽根地区・八幡地区周辺への住宅地の創出(再掲)	小学校のある土肥・青羽根・八幡地区周辺の拠点化を図るため、未利用公共施設などへの新たな住宅地の創出を検討します。
	片づけやリフォーム補助による空き家活用の推進(再掲)	片づけ補助や市内事業者の施工を対象としたリフォーム補助などの施策により、空き家活用を促進するとともに、市内経済の活性化につなげます。

政策 2 地域力の向上

施策 1 開かれた地域づくりの推進

作戦名	主な取組	
地域づくり協議会の活動支援と運用見直し	地域づくり協議会の自立に向けた支援	地域づくり協議会の将来的な姿として、段階的な自立を促すとともに、地域資源を活用して地域自らが稼ぐ力を高めていけるよう支援します。
	地域づくり協議会の設立支援	住みやすい地域を目指して、今ある自治会の活動枠を超え、地域の住民が自主的かつ民主的に地域の個性を活かしたまちづくりを推進・支援します。
	特色ある地域活動の支援・促進	ハード、ソフトの両面からそれぞれの地域にある課題と向き合うことで、個々の特色ある地域活動を持続的にいけるよう支援します。
多様性を認め合う共生社会の実現	LGBTsの尊重	性のあり方について、配慮に欠けた発言や偏見、誤解を生じさせぬよう、多様な性のあり方を認め合う価値観を学ぶとともに、尊重します。
	多文化共生への理解	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくことを尊重し、受け入れていける社会を目指します。
	男女共同参画の推進	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が社会における制度的にも対等に活動が行えるような社会となるよう、慣行のあり方を見直します。

政策 2 地域力の向上

施策 2 地域生活交通の維持

作戦名	主な取組	
公共交通の利用促進と維持	小中高生への通学費補助	義務教育期間中（小中学校）で通学距離が片道2km以上ある児童生徒への通学補助や、高等学校等にバスを利用して通学する高校生に通学定期券購入費用の助成を行います。
	高齢者に対するバス利用助成	高齢者の外出支援のため、市内バス路線が1乗車100円で利用できる“いきいきパス”を販売するとともに、販売価格に対する助成を継続します。
	不採算バス路線に対する支援	公共交通の空白・不便地域の解消や路線廃止などが起こらないよう、市内を運行している自主運行バス17路線（令和3年度現在）に対し、補助などの支援を行います。
	高齢者福祉タクシー・鉄道・バス等利用助成券の配布	高齢者の生活範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、満80歳以上の在宅で生活している方へ、タクシー・バス・鉄道の利用料金の助成を行います。
地域の実情に応じた住民相互の支援による足の確保	地域づくり協議会や交通事業者と連携した輸送サービスの確保	高齢化や独居世帯の増加に伴い、買い物などに不便を感じる高齢者が多くなっている中、地域ならではの機動力を生かした課題解決に向けた取組を推進します。
	サポカー補助金など、運転アシスト機能に対する啓発・支援	運転に不安があるものの免許返納できない事情のある方への支援として、65歳以上の方を対象にペダルの踏み間違いによる急発進抑制装置などの購入を啓発・サポートします。
	運転経歴証明書の発行費用の助成	運転に不安を感じている高齢者に対し、運転免許を自主返納した際に発行を依頼できる運転経歴証明書の発行費用を助成します。また、免許返納によって日々の生活が困らないよう、重層的な生活支援サービス提供体制の構築に向けた検討を行います。

重点目標 6 将来にわたる安定的な行財政運営の堅持

政策 1 安定した歳入の確保

施策 1 収納対策の強化

作戦名	主な取組	
“滞納整理対策強化チーム”の設置による収納対策強化	“滞納整理対策強化チーム”の設置	令和3年度より税務課内に“滞納整理対策強化チーム”を設置し、収納率の強化を図るとともに、課内研修なども行い、専門技術を持つ職員の育成に力を入れます。
	電子マネーなどで納付できる納税手段の拡充	電子マネー（paypay、LINE Pay）などの納付やQRコードを利用したコンビニ納付など、デジタル化に対応した納税手段の拡充を行います。
	静岡県滞納整理機構との連携	静岡県及び県内すべての市町が協力し、地方税の徴収が難しい滞納を共同して専門的に処理する、静岡県滞納整理機構と連携することで、困難案件の処理に取り組みます。

施策 2 財源の確保

作戦名	主な取組	
「稼ぐ力」を強化するシティセールスの推進	シティセールスの強化	安定的な財源確保のため、本市を積極的にセールスする営業担当職員を配置することで、稼ぐ力を強化し、自主財源の獲得に取り組みます。
	ふるさと納税における取り扱いサイトの拡充、返礼品の充実	貴重な財源として期待できるふるさと納税をさらに獲得するため、取り扱いサイトの拡充や返礼品のさらなる充実を図り、寄附額を増やします。
	企業版ふるさと納税獲得のための営業活動	これまで実績のなかった企業版ふるさと納税にも力を入れ、市の施策に共感・支援してくれる企業を積極的に探し、寄附額を増やします。
	企業誘致・留置のための営業活動	未利用の公共施設などを活用し、関係部局と連携した積極的な企業誘致を実施することで、経済循環の活性化や雇用創出を図ります。
	移住・定住の促進につながる営業活動	営業におけるビジネス的な視点のほか、本市の生活環境のよさや魅力を伝え、ワークライフバランスのよい、移住者が暮らしやすい環境をPRします。

政策2 徹底した歳出の抑制

施策1 公共施設の適正化

作戦名	主な取組	
公共施設等総合管理計画の推進	公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の実行	公共施設の適正化に向け個別施設計画を策定し、長く休眠状態のものや老朽化による改修などが合理的でないもの、赤字が大きいものについては、資産経営の観点から民間譲渡や用途廃止を含めて検討するとともに、引き続き借地の解消に努めます。
	未利用財産の売却や企業誘致などによる利活用	未利用財産については売却を前提とした企業誘致を推進するとともに、場合によって無償譲渡や用途廃止も含めた大胆な活用策を検討するなど、有効活用に努めます。
	各地区拠点づくりの推進	各地区の核となる公共施設を拠点づくりに役立て、日常生活に支障のない機能を確保するとともに、各地区の特性を踏まえた拠点づくりを推進します。
市営観光施設の民営化に向けた検討	民間活用の検討 (虹の郷、だるま山レストハウス・キャンプ場、天城ふるさと広場、萬城の滝など)	民間が主体となって運営することにより、より効率的できめ細かなサービスの提供や管理経費の削減を図れることなどから、個々の状況や地域との話し合いを踏まえながら、民間活用を検討します。
新中学校整備に伴う跡地活用の検討	中学校跡地活用の検討 修善寺中学校 天城中学校 中伊豆中学校と中伊豆小学校	新中学校の開校に伴う修善寺中と天城中の跡地活用、中伊豆中と中伊豆小のあり方について、最適な配置や活用方法を新中学校建設と並行して検討します。

政策 2 徹底した歳出の抑制

施策 2 事務事業の見直し

作戦名	主な取組	
“包括的アウトソーシング”の実施	“包括的アウトソーシング”の推進	包括的アウトソーシング（民間委託）により、受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用を行うことで、効率的・効果的に運営できるよう、複数の施設や業務を包括的に委託します。 これにより費用の削減や市民の満足度向上、捻出された人員を市職員自らが対応すべき分野に集中させることなどに役立てます。
積極的な市政情報の発信	プレスリリースの質と量の向上	定例記者会見などを活用し、報道機関との連携・対話による信頼関係を構築することで、市の情報を積極的に掲載してもらえよう効果的なプレスリリースを行います。
	見やすく検索しやすいホームページの構築	情報発信の玄関口として、目的がはっきりとしたホームページの構築により、利用者が役立つ情報をすぐに見つけられるように改良していきます。
デジタル技術の積極的な活用	スマートシティの実現に向けた“自治体 DX”の推進	行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して市民の利便性を向上させるとともに、AIやRPAの活用などにより業務効率化を図り、人的資源をサービスのさらなる向上につなげます。
	次世代通信の積極的な活用	5G や 6G といった次世代通信の積極的な活用により、地方と都市部の格差を解消し、地方の生活を便利にするとともに、コロナ禍におけるデジタル技術を活用した取組も進めます。
水道事業統合等による経営基盤の強化	水道事業と簡易水道事業の一本化	将来を見据え、市内の水道事業を一本化し、包括的な計画策定・管理・事務効率化を図り、安心・安全な水道水の安定供給を持続させます。
	生活排水の整備手法の見直しと経営改革	下水道計画区域の見直しと農業集落排水施設の再編・統合を行い、下水道区域外への合併浄化槽の整備を進め、生活排水対策を向上します。

8. 関連計画

全体に関わるもの

作戦名	期間	主な取組
伊豆市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略 【企画財政課】	R2～R6	「伊豆市人口ビジョン」で示した、あるべき将来人口を達成するために、地域の実情に応じた、今後5か年の目標や試作に基本的方向、具体的な施策をまとめた計画。 【主な内容：産業を支える多彩な人材育成と確保・子育て、教育支援の更なる充実と健康づくりの推進・コンパクトタウン&ネットワークの推進と伊豆市の魅力アピール等】
伊豆市人口ビジョン 【企画財政課】	R2～R45	まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、本市における人口の現状を分析し、人口減少に関する認識を市民と共有するとともに、国や静岡県等の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、本市における人口の将来見通しを示したうえで、今後目指すべき将来の方向を提示するもの。 【主な内容：人口の現状・課題分析・人口の将来展望等】
伊豆市過疎地域持続的発展計画 【企画財政課】	R3～R7	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、過疎地域の要件を満たした地域として、総合的かつ計画的な対策を実施し地域の持続的発展を目的とした計画。
国土強靱化地域計画 【危機管理課】	R2～R7	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、大規模災害等に備えた強靱な国づくりにむけて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。 【主な内容：住宅、建築物等の耐震化、非常食や防災資機材の配備、インフラ維持対策等】
伊豆市都市計画マスタープラン 【都市計画課】	H26～R14	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき、市町村が住民の意見を反映しながら、まちづくりの将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき都市像を示すとともに、地域別の課題に応じた整備方針、地域の生活を支える施設の計画を具体的に定めたもの。 【主な内容：土地利用の方針・道路、交通体系の整備方針等】

重点目標 1 少子化対策と次代を担う人材の育成

計画名称	期間	目的・概要
第 2 期子ども・子育て支援事業計画 [子育て支援課]	R2 ~ R6	将来の地域社会を担う子ども達の幸せを第一に考え、親が安心して子育てを出来るまちづくりを目指し「家族をつくり、子どもと親がともに育て合う、まちづくり」を基本理念とする事業計画。 【主な内容:子育て、保育サービスの充実・教育環境の整備、仕事と子育ての充実等】
伊豆市教育大綱 [学校教育課]	R2 ~ R7	「人づくりはまちづくり」という基本的な考えに立ち、子どもを生き育てやすい環境づくりのために家庭・学校・地域が一体となって次代を担う子どもたちの教育の充実を推進する計画。 【主な内容:知、徳、体のバランスの取れた人間育成・ふるさとへの愛着心醸成・地域社会を創造する社会教育促進等】
第 11 次伊豆市交通安全計画 [地域づくり課]	R3 ~ R7	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、「人優先」の交通安全思想を基本とした交通事故のない社会、高齢化が推進しても安全に移動できる社会の構築を目指し、関係機関・団体等が一体となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図る計画。 【主な内容:道路交通の安全、踏切道における交通の安全、大規模地震に備えての交通の安全等】

重点目標 2 安全で心地よい生活環境の創出

計画名称	期間	目的・概要
伊豆市地域福祉計画 伊豆市地域福祉活動 計画（第3次） 〔社会福祉課〕	H29～R3	社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、地域福祉の推進を目的に、住民が主役の福祉活動支援や福祉施策活用を図ることを目指し、伊豆市社会福祉協議会と連携し取り組む計画。 【主な内容：福祉サービスを担う人材育成・地域福祉ネットワークづくり・安心できる環境づくり等】
第3次伊豆市障がい者計画 〔社会福祉課〕	H30～R5	障害者基本法に基づき、障がいのある人もない人も、共に暮らせる社会の実現のため、各分野における障害者施策などについて定めた計画。 【主な内容：相互理解と交流の促進・福祉サービスの充実等】
第6期障がい福祉計画 〔社会福祉課〕	R3～R5	障害者総合支援法に基づき、障害者計画の中の「生活支援」に係る事項のうち、障害者サービスに関する3年間の実施計画。
第2期伊豆市障がい児福祉計画 〔社会福祉課〕	R3～R5	国の基本方針に基づき、障がいのある児童の地域生活の支援体制を確保を図るための計画。 【主な内容：障がい児支援の提供体制整備（発達支援・放課後デイサービス等）】
健康いず 21（第3期） 計画 〔健康長寿課〕	H29～R4	健康寿命の延伸と生活の質の向上にむけて、市民・関係機関等が一体となって健康づくり運動を総合的・効果的に推進し、健康づくりへの意識向上と取組みを促進するための計画。 【主な内容：生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、身体活動及び運動習慣の向上の推進等】
第3期伊豆市特定健康 診査・特定保健指導 実施計画 〔健康長寿課〕	H30～R5	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、生活習慣病等の疾病予防のため、効果的かつ効果的な健診等を実施するための計画。 【主な内容：特定健康診査の分析・特定保健指導の実施等】
伊豆市高齢者保健福 祉計画・第8期介護保 険事業計画 〔健康長寿課〕	R3～R5	老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、高齢者保健福祉及び介護等の施策の方向性を明らかにし、来るべき高齢化のピーク時に備え、高齢者福祉施策と介護保険事業の円滑な運営を図る計画。 【主な内容：介護予防と健康づくり・介護保険サービスの充実等】
第2期伊豆市国民健康 保険 データヘルス計画 〔健康長寿課〕	R3～R5	健康・医療情報を活用し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効果的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画。 【主な内容：保険事業の分析・保険事業の目標、評価指標等】

第3次伊豆市食育推進計画 〔健康長寿課〕	R2～R7	食育基本法（平成17年法律第63号）の基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に継続して推進するための計画。 【主な内容：家庭や地域、学校等における食育の推進、健康教育の実施等】
第1次伊豆市いのち支える自殺対策行動計画 〔健康長寿課〕	R1～R5	生きることの包括的な支援としての自殺対策をより効果的かつ総合的に推進するための計画として策定する。 【主な内容：地域のネットワーク強化・自殺対策を支える人材育成・住民への啓発と周知・生きることの促進要因の支援・児童、生徒のSOSの出し方の教育等】
伊豆市地域防災計画 〔危機管理課〕	—	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、様々な災害に対し、市、防災関係機関、市民、事業者等がそれぞれに持つ力を出し合い、地域及び市民の生命・身体、財産を守るための計画。 【主な内容：災害に対するの予防・応急対応・復旧に関する事項等】
国民保護計画 〔危機管理課〕	—	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するための計画。 【主な内容：警報、避難指示の伝達・避難住民の誘導等】
津波避難計画 〔危機管理課〕	—	「静岡県第4次地震被害想定」に基づき今後想定される甚大な被害を二度と繰り返すことがないように、津波から市民のいのちを守ることや、地震に対する被害軽減対策を実行するための計画。 【主な内容：避難計画の作成、発災時の初動体制（避難情報、施設等）】
伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画（第3版） 〔危機管理課〕	R1～	「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画。（災害特別警戒区域（オレンジゾーン）指定後に見直し）
伊豆市環境基本計画 〔環境衛生課〕	H28～R8	伊豆市環境基本条例に基づき、市が目指すべき環境像を設定するとともに、それを実現するための具体的な施策や市民・事業者・行政等の取組みの方向を示す計画。 【主な内容：自然環境の保全・循環型社会の実現・地球環境の保全等】

<p>伊豆市景観まちづくり計画</p> <p>〔都市計画課〕</p>	<p>—</p>	<p>景観法第8条の規定に基づき、市民・事業者・行政の協働により、良好な景観の「保全」「継承」「創出」に取り組むため、必要な事項を定めるとともに、市の景観まちづくりに関する総合的な方策を示す計画。</p> <p>【主な内容：良好な景観形成のための行為制限、景観重要公共施設の整備の方針、景観重要建造物、樹木の指定方針等】</p>
<p>伊豆市鳥獣被害防止計画</p> <p>〔農林水産課〕</p>	<p>R1～R3</p>	<p>野生鳥獣による農林産物の被害の軽減や市民生活に対する被害の回避及び野生鳥獣との共生を図るための計画。</p> <p>【対象鳥獣：ニホンジカ・イノシシ等】</p>

重点目標 3 産業力の強化

計画名称	期間	目的・概要
伊豆市自転車まちづくり基本計画 (伊豆市自転車活用推進計画) 〔観光商工課〕	H29～R5	市民の自転車に対する理解を深めるとともに、伊豆市を訪れるサイクリスト・一般の観光客・市民が自転車を軸として地域の魅力を高め、地域活性化、定住・交流促進を図る計画。 【主な内容：市民への自転車の浸透・受け入れ体制整備・情報発信の強化等】
伊豆市産業振興促進計画 〔観光商工課〕	H29～R3	本市の産業振興施策の方向性を示した計画。 【主な内容：観光・地域資源を活用したブランド力向上・特産物等の販路拡大・観光振興との相乗効果を図る。
生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画 〔観光商工課〕	H30～R3	市内中小企業の生産性の向上を図るために設備投資等に係る固定資産税減免等の促進を図る計画。
創業支援計画 〔観光商工課〕	H27～R4	市内で起業を検討している方の支援するための施策等を示す計画。 【主な内容：商工会との連携事業、融資制度等の周知・活用促進による開業応援等】
伊豆市農業振興地域整備計画 〔農林水産課〕	R3～R7	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づき、農業の健全な発展を図り、各種施策を実施するための計画。 【主な内容：農用地利用計画・農用地等の保全計画など】
伊豆市森林整備計画 〔農林水産課〕	H29～R8	森林法第10条の5の規定に基づき、市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向性を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定める計画。 【主な内容：森林整備の方法・森林の保護等】
伊豆市わさびの郷構想 〔農林水産課〕	R1～R10	市特有の資源であり、地域の誇りとして根付いている「伊豆市のわさび」が総合的な地域振興を図るための指針となる基本理念・方針と施策等を示す計画。 【主な内容：地域の活性化・わさびの生産振興と継承・自然環境保全と景観形成等】

重点目標 4 まちへの誇りの醸成とブランド力の向上

計画名称	期間	目的・概要
伊豆市教育大綱 (再掲) [学校教育課]	R2～R7	「人づくりはまちづくり」という基本的な考えに立ち、子どもを生き育てやすい環境づくりのために家庭・学校・地域が一体となって次代を担う子どもたちの教育の充実を推進する計画。 【主な内容：知、徳、体のバランスの取れた人間育成・ふるさとへの愛着心醸成・地域社会を創造する社会教育促進等】
伊豆市子ども読書活動 推進計画 [社会教育課]	R1～	子どもの「生きる力」を育む上で有効な手段の一つである読書活動を推進するための計画。 【主な内容：子どもの読書活動推進・地域社会への理解の促進等】

重点目標 5 魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保

計画名称	期間	目的・概要
国土利用計画（第2次伊豆市計画） 〔都市計画課〕	H28～R7	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づき、長期にわたり安定して均衡ある土地利用を確保するため、伊豆市の土地利用に関し必要な事項を定めた計画。 【主な内容：土地利用の方針・土地利用区分別の基本方針等】
伊豆市景観まちづくり計画（再掲） 〔都市計画課〕	R2～R13	景観法第8条の規定に基づき、市民・事業者・行政の協働により、良好な景観の「保全」「継承」「創出」に取り組むため、必要な事項を定めるとともに、市の景観まちづくりに関する総合的な方策を示す計画。 【主な内容：良好な景観形成のための行為制限、景観重要公共施設の整備の方針、景観重要建造物、樹木の指定方針等】
伊豆市耐震改修促進計画 〔都市計画課〕	R3～R7	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき、市内の建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための計画。 【主な内容：民間建築物における耐震化の取り組みへの支援策等】
伊豆市男女共同参画プラン（第4次） 〔地域づくり課〕	R3～R7	男女共同参画基本法に基づき、男女共同参画社会の実現にむけて、市の考え方や施策の方向性を明らかにし、市・市民・事業者・市民団体が共同して取り組み、総合的かつ計画的に実施するための計画。 【主な内容：男女共同参画意識の確立・男女が共に活躍できる就労環境の充実等】
伊豆市生活交通ネットワーク形成計画 伊豆市地域公共交通網形成計画 〔地域づくり課〕	H29～R7	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する計画。

重点目標 6 将来にわたる安定的な行財政運営の堅持

計画名称	期間	目的・概要
伊豆市公共施設等総合管理計画 〔資産経営課〕	H29～R38	長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化計画の施策を計画的に行うことにより、公共施設の更新等に係る財政負担の軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することで行政サービスの水準を確保するための計画。 【主な内容：公共施設等の現況と課題・公共施設等マネジメントに関する基本方針等】
伊豆市公共施設再配置基本方針 〔資産経営課〕	H31～R38	建物系公共施設及び公園を対象施設として、総合管理計画で定めた公共施設等の管理に関する基本的な考え方等に基づき、将来にわたって公共サービスを持続させ、中長期的な視点に立った計画的な建物系公共施設の再編・再配置を推進する方針。
伊豆市公共施設再配置計画 〔資産経営課〕	R3～R11	上位関連計画（第2次伊豆市総合計画他）及び再配置基本方針に基づき、公共施設再配置の方向性及び方策に対する10年間の年次計画を定め、施設保有量の目標値に向けた取組みを行う計画。
伊豆市橋梁長寿命化修繕計画 〔建設課〕	H24～	市内の橋の通行の安全性確保及び維持管理コストの縮減・予算の平準化を図り、橋を適切に維持管理するための事業計画。
海岸保全施設長寿命化計画書 〔建設課〕	R3～R53	海岸保全施設の防護機能を可能な限り長期間維持できるよう、予防保全の考え方に基づいた適切な維持管理を行うための実施計画。
伊豆市障害者活躍推進計画 〔総務課〕	R2～R6	障がい者雇用推進をはじめ、障がいを持つ・持たないに関わらず、働く職員全員が能力を発揮して活躍できる職場環境の整備を目指すための計画。
第2次伊豆市特定事業主行動計画 〔総務課〕	H28～R2	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、伊豆市は特定事業主という立場から、職員が性別や子どもの有無に関わらず、次世代育成の重要性について認識し、お互いに支え合うことで仕事と子育ての両立を図ることができるよう策定した行動計画。 【主な内容：育児休業等を取得しやすい環境整備、時間外勤務の削減等】
伊豆市水道事業経営戦略 〔上下水道課〕	R1～R10	地方自治法第245条の4第1項(技術的な助言)に基づき、市民の生活基盤である水道サービス水準の維持向上を図るとともに、将来にわたり安定的・継続的な事業経営を推進するための計画。

<p>伊豆市地域水道ビジョン</p> <p>〔上下水道課〕</p>	<p>H24～R3</p>	<p>水道の抱える各種課題を明確化するとともに、これに対応する方法を明確にすることで、将来にわたり安全でおいしい水の安定した供給を持続するための取組みを実現するための方針。</p>
<p>伊豆市公共下水道全体計画</p> <p>〔上下水道課〕</p>	<p>R4～R23</p>	<p>下水道事業等の効率化を推進するため、公共下水道が最適な汚水処理となる区域を定め、人口や汚水量等を見込み管路やポンプ場・処理場等必要な施設の配置及び管理する事業計画。</p>
<p>伊豆市下水道事業経営戦略</p> <p>〔上下水道課〕</p>	<p>R4～R13</p>	<p>地方自治法第245条の4第1項(技術的な助言)に基づき、下水道事業の経営の健全化を図るため、中長期的な経営の基本計画。</p>

第2次伊豆市総合計画

基本構想・後期基本計画

発行 令和3年10月

編集 総合政策部企画財政課

〒410-2413 静岡県伊豆市小立野38-2

TEL 0558-72-9873 FAX 0558-74-3067

URL <http://www.city.izu.shizuoka.jp/>